

# 沖縄県保安林内作業行為等取扱要領

## (令和3年3月26日最終改正)

### 第1 趣旨

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第34条第2項の規定に基づく保安林内の立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為(以下「作業行為」という。)の取扱いに関しては、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け 12林整治第790号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。)、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け 45林整治第921号林野庁長官通知。以下「基本通知」という。)に定めるほかこの取扱要領に定めるものとする。

### 第2 行為の許可申請

作業行為を行おうとする者(以下「申請者等」という。)は知事の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
  - (2) 森林所有者等が法第49条【立入調査等】第1項の許可を受けてする場合
  - (3) 法第188条【立入調査等】第3項の規定に基づいてする場合
  - (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
  - (5) 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち
  - (6) 倒木又は枯死木の損傷
  - (7) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷
  - (8) 国又は県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合
  - (9) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためにする地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合
  - (10) 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合
  - (11) 学術研究の目的に供するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合
  - (12) 国有林を管理する国の機関があらかじめ知事と協議するところに従い当該国有林の区域においてする場合
- 2 作業行為が次のいずれかに該当する場合には、許可しないものとする。ただし、基本通知第4の4の(12)のただし書きに掲げる場合(表-作1)は、この限りではない。
- (1) 申請書等に係る行為により当該保安林の保安機能の維持、又は、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれのある場合
  - (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達

成に支障を及ぼすおそれがある場合

- (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (7) 申請書等に係る行為をしようとする区域において、立木を伐採する必要がある場合、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは第10号の協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないとき
- 3 作業行為の許可申請、届出及び協議に係る書類（以下「申請書等」という。）の様式及び提出部数を以下に定める。
- (1) 第2の(4)に該当する行為…保安林（保安施設地区）内緊急作業行為届出書（様式-作1） 1部
  - (2) 第2の(10)又は(11)に該当する行為…保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書（様式-作2） 1部
  - (3) (1)、(2)以外に該当する行為…保安林（保安施設地区）内作業行為許可申請書（様式-作3） 2部
- 4 申請者等は、申請書等を、作業行為が行われる保安林を所轄する以下の各農林水産振興センター所長及び南部林業事務所長（以下「所長」という。）へ提出するものとする。
- (1) 北部地区 北部農林水産振興センター所長（森林整備保全課扱い）  
（国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）
  - (2) 中南部地区 南部林業事務所長  
（うるま市、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、豊見城市、八重瀬町、糸満市、粟国村、久米島町、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村）
  - (3) 宮古地区 宮古農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）  
（宮古島市、多良間村）
  - (4) 八重山地区 八重山農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）  
（石垣市、竹富町、与那国町）
- 5 申請書等には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。
- (1) 位置図（国土地理院発行1/50,000地形図又はこれに準ずるもの。）
  - (2) 計画平面図（保安林の位置、事業内容がわかる図面）
  - (3) 現況写真

- (4) 申請箇所の土地登記簿謄本
- (5) 申請者が森林所有者以外の者にあつては、申請の権原を証する書面（森林所有者の同意書等）
- (6) 森林に復旧する場合は、植栽計画等
- (7) その他所長が必要と認めるもの（設計書、構造図、標準断面図等）

### 第3 行為に関する届出

申請者等は、次の各号に掲げる作業行為に対する許可、受理通知又は同意（以下「許可等」という。）を受けた場合は、行為の着手後すみやかに保安林（保安施設）内作業行為着手届出書（様式-作4）を所長へ提出するものとする。

- (1) 保安林内に施設を設置する場合
  - (2) 掘削又は盛土を伴う作業行為
  - (3) 解除予定保安林において、規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書に基づき行う作業行為
  - (4) その他所長が必要と認める場合
- 2 申請者等は、前項各号に掲げる作業行為に係る工事が完了した場合、又は前項(1)、(2)、(4)に掲げる作業行為の許可期間が終了した場合は、すみやかに保安林（保安施設）内作業行為完了届出書（様式-作4）を所長へ提出するものとする。
- 3 第3の1及び2に定める届出書の提出部数は1部とする。

### 第4 標識の設置

申請者等は、所長から標識の設置の指示があつた場合、作業行為を行う場所の見やすい箇所に保安林（保安施設地区）内作業行為許可標識（様式-作5）を許可期間中設置しなければならない。

### 第5 行為の変更

申請者等は、許可等の内容に変更の必要が生じた場合には、所長に保安林保安施設地区）内作業行為許可変更（更新）申請書（様式-作6）を2部提出しなければならない。

### 第6 解除予定保安林における作業行為

解除予定保安林について予告示の日から30日を経過しかつ異議意見の提出がない場合の作業許可の処理について、第2から第5までの規定に定めるもののほか、以下に基づき行わなければならない。

- 2 作業行為の実施については、次に掲げる順序に従い、保安林（保安施設地区）内作業行為許可の申請を行い進めるものとする。

ただし、解除予定保安林の区域が小規模である等の理由により、アからウまでに掲げる行為（イに掲げる行為を必要としない場合にあつては、ア及びウに掲げる行為）を同時に許可せざるを得ない場合であつてそれぞれの行為が終わった時点で次の工事に着手することを条件として許可するときはこの限りでない。

ア 代替施設の設置のために必要な起工測量等（解除予定保安林の区域の測量及び当該区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）のための土地の形質の変更等の行為

イ 事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排

水施設等)を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

ウ 事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設(切盛法面の保護、土留施設、排水路等)を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

- 3 保安林内の立木の伐採が伴う場合については、沖縄県保安林内立木伐採取扱要領に基づき、保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書(様式-伐2)を伐採しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。
- 4 代替施設の設置等について、変更を要することとなった場合には、次により取り扱うものとする。
  - (1) 代替施設の位置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画(解除予定保安林の代替施設計画)と比較し、代替機能が下回らないよう措置しなければならない。
  - (2) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容が軽微な変更(法第30条又は法第30条の2の規定による予定告示の変更が伴わない内容の変更)である場合は、所長に協議し、指示をまって措置しなければならない。
  - (3) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更(法第30条又は法第30条の2の予定告示)を伴うものは認めないものとする。

#### 第7 植栽の定め又は植栽の条件等に基づかない植栽

保安林内において樹木の植栽を行う場合は、所長に保安林内植栽届出書(様式-作7)を1部提出しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 立木の伐採後、指定施業要件に植栽の指定に基づき植栽を行う場合
- (2) 作業行為の許可等に当たり付された条件に基づき植栽を行う場合
- (3) 沖縄県保安林内違反行為取扱要領に基づき植栽を行う場合

#### 第8 国有保安林内の作業行為

森林法施行規則第63条1第1項第5号の国有林内作業行為に関する協議については、この要領に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

表-作1 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行 為 の 目 的 ・ 態 様 ・ 規 模 等
1 解除予定保安林において設置する代替施設等	<p>解除予定保安林において、森林法第30条又は第30条の2の告示の日から30日を経過した後(森林法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、森林法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は森林法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に森林法施行規則第48条第2項第1号及び第2号(保安林の指定等)の計画書の内容に従い行うものである場合</p>
2 森林の施業・管理に必要な施設	<p>(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。                  (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。</p>
3 森林の保健機能増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合(森林保健機能増進法第5条の2第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。)であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更(以下この表において「変更行為」という。)に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林(当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。)の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為(遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。)を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。                  ① 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地                  ② 非植生状態(立木以外の植生がない状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態(立木以外の植生がある状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。                  ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。                  ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。                  ③ 建築部その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。</p>

	<p>(7) 遊歩道これに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
4 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	<p>(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>(2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合</p>
5 その他	<p>(1) 上記2から4に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。 ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。</p> <p>④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>

## 保安林（保安施設地区）内緊急作業行為届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林(土地)において次のように立竹を伐採したので、森林法第34条第9項(第44条において準用する同法第34条第9項)の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

理由	○年○月○日から○月○日にかけて発生した台風○号により、モクマオウが傾倒したほか、枝が折損したため、道路の安全性の確保に支障をきたしている。
行為の日時	○年○月○日から○年○月○日まで
行為の方法	別紙のとおり
備考	

### 注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、森林法施行規則第61条の申請書の様式の注意事項2及び3により記載すること。  
立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。

行為の方法	行為の目的	傾倒したモクマオウの伐採及び折損したモクマオウの枝条の剪定	
	行為の種類	立木の伐採、立木の損傷	
	行為の内容	チェーンソーにより傾倒したモクマオウを伐採し、また折損したモクマオウの枝条を剪定した。 伐採した樹木・枝条及び散乱した枝条は、〇〇処理センターへ運び適切に処理した。	
	行為の面積	立木の伐採等の面積：0.0025ha	
	土地の形質の変更状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建柱車のクレーン侵入の際、支障となる枝条の剪定</li> <li>樹種：モクマオウ（傾倒木の伐採3本、枝条の剪定10本）</li> <li>樹齢：40～50年生</li> <li>面積：5m×5m=25m<sup>2</sup></li> <li>・ 伐採木の材積：0.3m<sup>3</sup>×3本=0.9m<sup>3</sup></li> </ul>	
	施工設備	-	
	行為地に係る使用目的達成後の取扱い	-	
	その他	土地を使用する権利及び取得状況	使用許可
	他法令による土地利用の制限	-	

様式-作2

## 保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所

届出者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林（土地）において次のように下草、落葉又は落枝を採取したいので森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林（土地）の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

行 為 の 目 的		
行 為 の 方 法		
期 間	始 期	
	終 期	
備 考		

### 注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の目的欄には、採取物の使用目的について記載すること。
- 3 行為の方法欄には、採取物の種類及び数量並びに採取方法を記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

## 保安林（保安施設地区）内作業行為許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林(土地)において次のように土地の形質を変更したいので許可されたく、森林法第34条第2項(第44条において準用する同法第34条第2項)の規定によりその許可を申請します。

森林(土地)の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

行 為 の 方 法	電柱建柱及び倒壊防止のための支線の取付 (詳細については、別紙のとおり)	
期 間	始 期	許可の日から
	終 期	●年●月●日
備 考	工事期間：許可の日から△年△月△日まで 設置した電柱については、本社において適正に維持管理を行う。	

### 注意事項

- 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
  - 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
  - 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
  - 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
  - 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
  - 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
  - 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
  - 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

行為の方法	行為の目的	〇〇施設への電力供給を行うための電柱建柱及び倒壊防止のための支線の取付	
	行為の種類	立木の損傷、掘削	
	行為の内容	当該保安林に隣接する道路に停車させた建柱車から設置個所までクレーンを伸ばし、電柱建柱設置のための穴を掘る。 クレーンを伸ばす際、作業の支障となる立木の枝条を高枝バサミ及び鋸を用い剪定する。 掘削後、電柱建柱を設置し、その後、倒壊防止のための支線の取付を行う。  ※保安林の転用に伴う代替施設の設置の場合は、その旨も記入すること	
	行為の面積	立木の損傷面積：0.0005ha 掘削面積：0.0001ha	
	土地の形質の変更状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建柱車のクレーン侵入の際、支障となる枝条の剪定</li> <li>樹種：モクマオウ 1 2 本</li> <li>年齢：50年生</li> <li>面積：1 m × 5 m = 5 m<sup>2</sup></li> <li>・建柱設置及び倒壊防止のための支線の設置、設置に伴う掘削作業</li> <li>面積：(0.55m × 0.55m) × 2 = 0.605m<sup>2</sup></li> </ul>	
	施工設備	電柱 1 本、支柱 1 本	
	行為地に係る使用目的達成後の取扱い	設置した電柱及び支柱を撤去し、撤去後は、必要に応じて、赤土等流出防止対策を行う。	
	その他	土地を使用する権利及び取得状況	使用許可
	他法令による土地利用の制限	自然公園法に伴う許可が必要である。	

保安林（保安施設地区）内作業行為着手(完了)届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所  
届出者氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成25年12月25日付で許可決定通知のありました保安林(保安施設地区)内作業行為許可については、下記のとおり着手(完了)したので、沖縄県保安林内作業行為等取扱要領第3の第1項(第2項)の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

行 為 の 内 容		立木の損傷、沈砂池の設置
期 間	始 期	○年○月○日
	終 期	△年△月△日
作業行為着手(完了)年月日		□年□月□日
備 考		※ 他方令の許認可が必要な箇所であれば、許認可を受けている事を記入

注意事項

- 1 完了届の場合は、竣工図面及び完了写真を添付すること
- 2 解除予定保安林における作業行為の完了届出の際は、別紙保安林内作業行為の実績表を添付すること。



40cm以上	
保安林（保安施設地区）内作業行為許可標識	
許可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令〇〇第 号
森林（土地）の所在地	
作業許可期間	自 年 月 日 至 年 月 日
作業行為の内容	(作業行為の種類) (作業行為の目的) (数量等)
許可を受けた者の 住所氏名及び連絡先	(住 所) (氏 名) ( T E L)
許 可 者	沖 縄 県 知 事

30  
cm  
以上

## 保安林（保安施設地区）内作業行為許可変更（更新）申請書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

元号 年 月 日付け沖縄県指令○○第○○号で許可を受けた保安林（保安施設地区）内作業について、次のように変更（更新）したいので、その許可を申請します。

森林(土地)の所在場所 ○○郡○○町大字○○字○○ △△地番

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

行為の目的	電柱建柱及び倒壊防止のための支線の取付	
期間	始期	当初 △年△月△日 変更 △年△月△日
	終期	当初(前回) ▲年▲月▲日 変更 ■年■月■日
変更(更新)の理由	ボーリング調査結果に伴う電柱建柱の設置箇所の変更 (更新の場合の例：電柱及び支線の設置期間の延長)	
変更(更新)の内容	<p>【変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電柱建柱及び支線の取付箇所の変更（別紙平面図のとおり）</li> <li>立木の損傷箇所の変更（別紙平面図のとおり）</li> <li>立木の損傷面積：当初 0.0005ha 変更 0.0008ha</li> </ul> <p>【更新の場合】</p> <p>当初許可 ●年●月●日 沖縄県指令●●第●●号 期間： ●年●月●日 ～ ◆年◆月◆日</p> <p>前回更新 □年□月□日 沖縄県指令□□第□□号 期間： ●年●月●日 ～ ▲年▲月▲日</p>	
備考		

## 注意事項

- 1 許可更新の場合については、「更新の内容」に「当初許可と前回更新における許可年月日及び番号、許可期間」を記載すること。

## 保安林（保安施設地区）内植栽届出書

年 月 日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

届出者住所  
届出者氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり保安林内で植栽したいので、沖縄県保安林内作業行為等取扱要領第7の規定により届出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的 土砂の流出の防備

森 林 の 所 在 場 所	○○郡○○町字○○ △△番△			
植栽を開始する日及び植栽を終了する日	○年○月○日から△年△月△日まで			
植 栽 面 積	0.0300ha			
植 栽 の 内 容	樹 種	規 格	本 数	備 考
	リュウキュウマツ	30cm苗	500本	
	テリハボク	30cm苗	100本	
	計		600本	
備 考				

[注意事項]

- 1 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 2 添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。